

◇イメージ図

【屋根の構造】
瓦、石綿スレート、金属板等の不燃材料等で造ったものにする。

【外壁の構造】
土塗壁、その他準防火性能の構造・防火構造等のものにする。

【軒裏の構造】
防火構造のものにする。

延焼の恐れのある部分 = ℓ

隣地境界

■木造建築物等以外
○延焼の防止のために「屋根」を不燃材料で葺く構造の制限を受けます。

□制限を受けないもの
○茶室、あずまや等又は延べ床面積が10㎡以内の物置、納屋等の屋根の延焼ライン外の部分。

■木造建築物等（屋根、柱、壁等のうち荷重を支える部分が木造等で造られる建築物）
○延焼の防止のために「屋根」を不燃材料で葺き、「外壁」は延焼部分を準防火性能の構造としなければなりません。
*特殊建築物（学校、劇場等（百貨店、共同住宅、自動車庫等は一定規模以上が対象））については、延焼の恐れのある部分の外壁を防火構造とし、加えて「軒裏」の構造の制限を受けます。

ℓ = 延焼の恐れのある部分……隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線から、1階にあっては3m以下、2階以下にあっては5m以下の距離にある建築物の部分进行。ただし、……以下省略（法2条第1項6号）

(2) 指定区域

奥州市では次のとおり指定されております。

地域自治区名	指定区域	備 考
水沢	用途地域+旧水沢町	旧水沢町=水沢 字○○となる地域 ※水沢 の後に佐倉河、真城、姉体町、羽田町、黒石町と付かない地域
江刺	用途地域	
前沢	用途地域	

○積雪荷重

積雪荷重については、岩手県建築基準法施行規則で次のとおり定められております。

岩手県建築基準法施行規則【抜粋】

(積雪荷重)

第15条 政令第86条第2項ただし書の規定に基づき知事が定める多雪区域は第3項の規定による垂直積雪量が1m以上の区域とする。

2 前項の規定による多雪区域内の積雪の単位荷重は、積雪量1cmごとに1㎡につき30ニュートン以上としなければならない。

3 政令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、敷地の区域に応じて、次に掲げる式によって計算された数値とする。

$$d = a \cdot l s + \beta \cdot r s + \gamma$$

この式において、d、ls、rs、a、β及びγはそれぞれ次の数値を表すものとする。

d = 垂直積雪量 (単位 m)

a、β、γ = 区域に応じて次の表の当該各欄に掲げる数値

ls = 敷地の位置の標高 (単位メートル) ※地図等を参考にしてください。

rs = 敷地の位置の海率 (区域に応じて次の表のRの欄に掲げる半径 (単位: km) の円の面積に対する当該円内の海その他これに類するものの面積の割合をいう。) ※奥州市は0

	a	β	γ	R
奥州市	0.0015	0	0.58	0